

1. 適用範囲

本仕様書は、「『^{かた}潟フェス 2024』開催業務 受託候補者選定プロポーザル実施要領」の「2. 委託業務の概要（2）業務内容」についての事項を示すものである。

2. 当イベントの背景・目的

昨年 11 月に国内初となるラムサール条約の湿地自治体認証を受けた新潟市について、広く市民を対象として、人と自然が共生する「国際湿地都市」として P R し、シビックプライドを醸成するため、下記の 2 つの取組みを行う。

- (1) 新潟の湿地について、保全・利活用を担う多様な地域住民・団体の活動を広く市民に知ってもらい、「横への広がり」を図ること。
- (2) 子供たちの活動や他都市の事例紹介などを通して、新潟を国際湿地都市としての「未来への広がり」を展望すること。

3. イベント開催期日および会場

- (1) 期日 2 月 12 日(月・祝)
- (2) 会場 新潟日報メディアシップ（新潟市中央区万代 3）
…①日報ホール(2 階)及び②みなと広場エントランスホール(1 階)

4. 業務概要

(1) 会場

下記①②の 2 か所とする。(同日)

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ①発表会場：事例発表、基調講演、パネルディスカッション | …午後（3 時間程度） |
| ② P R 会場：一般来場者向け P R 事業 | …午前 10 時～午後 5 時頃 |

(2) 業務内容および業務・費用分担

会場	新潟市	受託者
①発表会場	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の手配（備品賃借含む） ・発表者※、講演者等の手配・謝礼 ・受講申込の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・【市委託】基調講演及びパネルディスカッションの WEB 参加/配信オペレーション ・【企画提案】市が手配した会場以外で何等かの企画をする場合は、その手配
②PR会場	<ul style="list-style-type: none"> ・市および発表者等の展示物の手配（会場備品賃借含む） ・パンフレット等、市が発行する啓発グッズの手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・【市委託】展示物の設営 ・【企画提案】一般来場者向けPR事業企画（頒布用PRグッズ・関連商品の作成・販売、その他レクリエーション内容（会場内スタンプラリー等）） ・【企画提案】会場のオペレーション（配布、販売等）
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・広報（市報にいがた、市ホームページ、SNS等） ・「湿地カード」※のデザイン及び制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・【企画提案】広報 ・【企画提案】「湿地カード」※の配付（方法、枚数など）

※【市委託】および【企画提案】について

…【市委託】の項目については必ず見積金額に盛り込み、【企画提案】の項目については企画提案内容およびそれに応じた金額を盛り込むこと。

※「発表者」について

…小学校などの学校などを予定している。

※「湿地カード」について

…新潟市では、国土交通省等が発行しているダムカードを参考に、新たに「湿地カード」を創設し、新潟の湿地のPRを図るとともに、全国の市町村に同じフォーマットでの作成を呼びかけ普及・定着させることで、日本におけるラムサール条約のブランド価値の向上を目指している。

「湿地カード」についてのキックオフイベントとなる今回の「潟フェス 2024」で作成するカードは、市内の主な湿地である佐潟、福島潟、鳥屋野潟の計3種類を予定している。

（別紙2「(仮称)ラムサール条約湿地カードについて(提案)」参照)

(3) その他

上記のほか、イベントの目的のために効果的な企画がある場合は、積極的に提案すること。

5. 留意事項

受託者は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。
- (2) 受託者は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態（新型コロナウイルス感染拡大を含む）により提案内容の実施に支障が生じた場合、市と協議の上速やかに対応すること。
- (3) 業務終了後は速やかに実施報告書を提出すること。
- (4) 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- (5) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- (6) 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- (7) 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするとし、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。また受託者は、再委託先の行為について全責任を負うこと。
 - ・再委託する業務の範囲
 - ・再委託する合理性および必要性
 - ・再委託先の業務履行能力
 - ・再委託業務の運営管理方法
- (8) 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みが無いとき、または業務を完了する見込みが無いときは、委託者が契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- (9) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む）およびその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。ただし、委託者と受託者が協議の上、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについてはその限りではない。
- (10) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏洩、紛失及び棄損の無いよう適切に管理すること。
- (11) 受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたり知りえた秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (12) その他
 - ・業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに監督職員が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とすること。
 - ・業務終了後、この契約に関しての業務評価を行う。